

令和 年度森林愛護運動推進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金の交付を受けて行う事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、事業の適正な執行を期するため、補助金交付要項（以下「交付要項」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施の手続

公益社団法人茨城県緑化推進機構は令和 年度末までに緑の少年団（隊）結成の報告のあった市町村に対し、事業実施にかかる補助金の内示を行うものとする。

第3 事業及び対象経費の内容

市町村は、次に掲げる内容に基づき事業を実施するものとする。

<事業の内容>

- ・ 森林愛護運動に関する事務及び広報等の事業
- ・ 森林愛護運動に関する企画及び連絡調整の事業
- ・ 緑の少年団の活動及びその運営に関する事業

<対象経費の内容>

区 分	内 容
旅 費	会議等旅費等
一般需用費	苗木、パンフレット、燃料代、印刷代等
役 務 費	切手、電話代、損害保険料等
使 用 料	バス借り上げ料、会場使用料等

第4 その他

この要領によりがたい事項については、その都度理事長の承認を受けるものとする。